

多治見市役所新庁舎建設基本計画策定業務委託 公募型プロポーザル実施要領

令和 5 年 1 1 月

多治見市 総務部総務課 新庁舎建設推進室

1. 趣旨

多治見市役所新庁舎建設基本計画策定業務委託公募型プロポーザル実施要領(以下「本要領」という。)は、多治見市(以下「本市」という。)が多治見市役所新庁舎建設基本計画策定業務(以下「本業務」という。)の受託事業者を、公募型プロポーザル方式により選定するためにその募集手続その他必要な事項を定めるものである。

2. 目的

本業務について、プロポーザル方式により企画提案を募集することで、価格評価ではなく、実績、専門性、企画力等を総合的に判断し、本業務の履行に最も適した契約相手方候補者を選定することを目的とする。

3. 業務の概要

(1) 業務名

多治見市役所新庁舎建設基本計画策定業務委託

(2) 業務内容

多治見市役所新庁舎の建設に係る基本計画策定

※詳細は「多治見市役所新庁舎建設基本計画策定業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和6年9月30日まで

(4) 委託金額(提案参考額)

18,597千円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とする。

(5) 選定方式

公募型プロポーザル

4. 事業計画の概要

(1) 建設予定地

多治見市音羽町1丁目227番地 外5筆

(2) 敷地面積

概ね6,180㎡

(3) 地域地区等

- ・ 建ぺい率 80%
- ・ 容積率 400%
- ・ 都市計画区域内(市街化区域)
- ・ 商業地域
- ・ 特別工業地区1種
- ・ 駐車場整備地区
- ・ 多治見駅北地区地区計画
- ・ 建築基準法による第22条区域
- ・ 浸水想定区域

・多治見市バリアフリー基本構想に定める重点整備地区

(4) 整備方針

別紙「多治見市役所新庁舎建設基本構想」(案)による

(5) 延床面積

概ね 8,000 m² (新築部分のみ。基本計画において決定)

(6) 建物配置

① 虎溪用水広場西側の空地 (約 2,977 m²) に建設

② 新本庁舎は駅北庁舎及び多治見駅南北自由通路 (以下「自由通路」という。) と接続

(7) 担当部署

多治見市総務部総務課新庁舎建設推進室

住所〒507-8703 岐阜県多治見市日ノ出町2丁目15番地

電話 (0572) 22-1422 (直通)

F A X (0572) 23-8279

e-mail : soumu@city.tajimi.lg.jp

5. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、この公告日において次の(1)、(2)、(4)から(12)に掲げる条件を全て満たす単独企業、又は(1)、(2)、(5)から(9)、(11)、(12)を全て満たす共同企業体 (以下「JV」という。)とする。なお、JVの場合、構成員はそれぞれが(4)の条件を満たす2社とし、代表構成員は次の(10)の条件を満たすものとする。また、代表構成員及び構成員は(2)又は(3)のいずれかの条件を満たし、必ず代表構成員又は構成員のどちらかが(2)の条件を満たすこと。

- (1) 多治見市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 多治見市競争入札参加資格審査要綱 (平成元年告示第91号。以下「審査要綱」という。) 第6条第2項の規定により建築設計の競争入札に参加資格があると認定されていること。
- (3) 審査要綱第6条第2項の規定により都市計画・地方計画の競争入札に参加資格があると認定されていること。
- (4) 審査要綱第7条第1項の規定により、岐阜県又は愛知県内に本社、入札及び契約締結に関する会社代表者からの委任を受けた者を置いている支店若しくは営業所として名簿に登録されていること。
- (5) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 会社更生法 (平成14年法律第154号) の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法 (平成11年法律第225号) の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8) 本公告日から契約締結までの間において、多治見市指名停止等措置要領 (平成2年告示第45号) に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (9) 多治見市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱 (平成22年告示第200号) に基づく入札参加除外等の措置を受けている期間中でないこと。
- (10) 平成25年4月1日以降に、国又は地方公共団体が発注した延床面積5,000 m²以上の新築又は増

築（増築の場合は増築の部分に限る。）の庁舎建設（平成 31 年国土交通省告示第 98 号別添二の建築物類型のうち、第四号第 2 類に規定する庁舎をいう。）に係る基本計画策定業務又は基本設計業務を受託し、これを履行した実績を有する者であること。なお、JV での実績は、代表構成員に限る。複合施設の場合は、庁舎部分が 5,000 ㎡以上の施設とする。

(11) 参加表明者と 3 か月以上の雇用関係があり、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に基づく一級建築士の資格を有する管理技術者を配置できること。

(12) 次に掲げる者は、有資格者であっても本プロポーザルに参加できない。

- ① 多治見市役所新庁舎建築設計者選定委員会（以下「選定委員会」という。）委員及びその家族
- ② 選定委員会委員及びその家族が主宰、役員、顧問をしている営利組織に所属する者
- ③ 選定委員会委員が大学に所属する場合、その選定委員会委員の研究室に現に所属する者
- ④ 主催者の組織に所属する者

6. スケジュール

内容	日時等
実施要領等の配布	令和 5 年 11 月 1 日（水）～12 月 6 日（水）
質疑の受付期間	令和 5 年 11 月 1 日（水）～11 月 15 日（水）
質疑への回答期限	令和 5 年 11 月 22 日（水）
参加表明書及び企画提案書等の提出期間	令和 5 年 11 月 1 日（水）～12 月 6 日（水）
参加資格審査	令和 5 年 12 月 11 日（月）
参加資格審査結果の通知	令和 5 年 12 月 14 日（木）
1 次審査（書類審査）	令和 5 年 12 月 25 日（月）
1 次審査結果の通知	令和 5 年 12 月 28 日（木）
2 次審査 （プレゼンテーション・ヒアリング審査）	令和 6 年 1 月中旬（予定）
2 次審査結果の通知及び公表	令和 6 年 1 月下旬（予定）

7. 受託者の選定

（1）概要

- ① 提出された参加表明書等を基に、参加資格を満たしているか審査する。
- ② 参加資格を満たした社に対し、選定委員会による 1 次審査（書類審査）を実施し、2 次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）参加者を選定する。
- ③ 1 次審査（書類審査）を通過した社に対し、選定委員会による 2 次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）を実施する。
- ④ 選定委員会で審議し、最優秀提案者、優秀提案者を決定し、最優秀提案者を契約相手方候補者に選定する。
- ⑤ 評価基準は「8. 評価基準」に定めるとおりとする。
- ⑥ 各書類の作成にあたっては、別添資料の「多治見市役所新庁舎建設基本計画策定業務委託公募型プロポーザル提出書類作成要領」を参照すること。

(2) 実施要領等の配布

令和5年11月1日(水)から令和5年12月6日(水)まで
多治見市ホームページから入手すること。

(3) 参加表明書及び企画提案書等の提出

本プロポーザルに参加しようとするものは、次に掲げる書類を提出すること。

- ア. 提出期限 令和5年12月6日(水) 17時00分(必着)
- イ. 提出先 多治見市役所本庁舎4階 総務部総務課 新庁舎建設推進室
- ウ. 提出方法 持参(開庁日の9時~17時)又は郵送
※郵送の場合は書留郵便とし期限までに到着するように発送すること。
- エ. 提出書類 要求した内容以外の書類、図面等については受理しない。

No.	提出書類	様式	添付書類等	部数
1	参加表明書	様式第1号		1部
2	会社概要書	様式第2号	会社パンフレット等	1部
3	業務実績調書	様式第3号	契約書及び業務完了を証するものの写し ※共同企業体での実績の場合は、代表者であることが確認できる書類 成果が確認できる資料	1部
4	配置予定技術者調書	様式第4号	保有資格を証するものの写し	1部
5	共同企業体結成届	様式第5号		1部
6	企画提案書表紙①	様式第6号		1部
7	企画提案書表紙②	様式第7号		8部
8	企画提案書	様式第8号	※1部を様式第6号と共にホチキス止め ※8部を様式第7号と共にホチキス止め	9部
9	業務工程表	様式第9号	※市と受託者との役割分担を明確にし、業務スケジュールを示したもの	9部
10	参考見積書	様式第10号	内訳書(任意様式)	1部

(4) 企画提案書の内容

テーマ別企画提案書は、多治見市役所新庁舎建設基本構想や仕様書を踏まえ、以下のテーマについて簡潔に記載すること(イメージ図含む。)。なお、様式第8号(A3用紙)を使用し、合計2枚以内で提案をすること。

No.	テーマ	詳細
-----	-----	----

1	立地特性を活かした新庁舎の考え方について	新庁舎の立地的特性及び周辺施設の状況などを踏まえ、既存施設との連携に対する考え方や新庁舎に求められる要素を提案すること
2	経済性・柔軟性に優れた庁舎の考え方について	事業費、ランニングコストなどのライフサイクルコスト縮減のための方法や社会情勢、行政需要の変化、ICT 技術の進展等を見据えた、機能性、効率性、柔軟性の高い庁舎への考え方を提案すること

(5) 質疑の受付

- ア. 提出期限 令和5年11月15日(水)17時00分(必着)
- イ. 提出先 多治見市役所 総務部総務課 新庁舎建設推進室
- ウ. 提出方法 メール
※件名を「新庁舎建設基本計画策定業務委託公募型プロポーザルに関する質問(法人等名称)」とすること
※送信後、確認のための電話連絡を行うこと。
- エ. 提出書類 質問書(様式第11号) 1部
- オ. 質疑応答 令和5年11月22日(水)17時00分までにホームページで、「質疑と回答」を掲載する。なお、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

(6) 参加資格審査

提出された参加表明書等(様式第1～5号)について審査する。

- ア. 実施日 令和5年12月11日(月)
- イ. 審査結果通知書 令和5年12月14日(木)までに文書及び電子メールにて発送

(7) 1次審査(書類審査)

提出された企画提案書(様式第7、8号)について書類審査を実施する。

- ア. 実施日 令和5年12月25日(月)
- イ. 審査結果通知書 令和5年12月28日(木)までに文書及び電子メールにて発送

(8) 2次プレゼンテーション・ヒアリング審査

提出された企画提案書(様式第7、8号)及び業務工程表(様式第9号)について審査する。なお、参考見積書(様式第10号)については、審査しない。

- ア. 実施日 令和6年1月中旬(予定)
- イ. 実施会場 多治見市役所駅北庁舎(予定)
(多治見市音羽町1丁目233番地)
- ウ. 対象者 1次審査通過者
- エ. 実施方法 プレゼンテーション、ヒアリングによる最終審査
- オ. 実施内容 企画提案書による説明を実施し、その後審査員が質疑を行う。
時間は1社40分程度(説明15分/質疑25分)
- カ. 出席者等 出席者は当業務を担当する管理技術者を含め3人以内とする。プレゼンテーションでは、パソコンの使用を可能とする。ただし、スクリーンとプロジェクター(HDMI端子)は市が用意し、接続するパソコン

は企画提案者が持参すること。

なお、パソコン設置準備時間はプレゼンテーションの時間から除く。

キ．結果通知

令和6年1月下旬までに文書にて発送（予定）

ク．その他

プレゼンテーションでは、提案者を特定することが出来るような表現は行わないこと。また、プレゼンテーションは提出された企画提案書（拡大したもの又はプロジェクター等を使用した拡大映像は可）のみを用いた内容説明とし、追加資料の提出や使用は一切認めないものとする。

日時・場所は、1次審査を通過した者に対し別途通知する。

8. 評価基準

評価基準は次のとおりとする。

（1）1次審査（書類審査）

ア．選定委員会委員が評価項目ごとに評価を行う

イ．評価点は各選定委員40点満点とし、評価項目及び配点は次のとおりとする

評価項目		評価基準	配点／委員
テーマ別企画提案	テーマ No. 1	理解度、的確性、独創性、実現性	20 点
	テーマ No. 2		20 点
合計			40 点

ウ．選定委員会による審査を実施し、2次審査参加者を選定する

（2）2次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）

ア．選定委員会委員が評価項目ごとに評価を行う

イ．評価点は各選定委員60点満点とし、評価項目及び配点は次のとおりとする

評価項目		評価基準	配点／委員	
テーマ別企画提案	テーマ No. 1	理解度、的確性、独創性、実現性	20 点	40 点
	テーマ No. 2		20 点	
ヒアリング（業務工程表の確認を含む。）		取り組む意欲が高く、協力する姿勢があるか。本市の要望等に柔軟に対応する姿勢がみられるか。	20 点	
合計			60 点	

ウ．各選定委員の評価点を合計し、選定委員会の合議の上、最優秀提案者、優秀提案者を選定する

9. 失格条件

次の各号のいずれかに該当した場合は、失格となる場合がある。

- （1）提出書類の作成及び留意事項、提出方法、提出期限を遵守しない場合。
- （2）提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
- （3）提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合。

- (4) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合。
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられている場合。
- (6) この要領に定める手続以外により、審査委員又は関係者と直接、間接を問わず意図的に接触した場合。
- (7) 審査の公平に影響を与える行為があったと認められる場合。

10. 契約について

- (1) 契約の締結は、選定された最優秀提案者と市との間で、提案書等に記載された項目に基づき協議を行い、契約における仕様書の内容を定め、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約の方法によることを原則とする。また契約の際には、改めて見積書を提出するものとする。
なお、プロポーザルの性質上、当該契約にあたり企画提案内容をもって、契約するとは限らないことに留意すること。
最優秀提案者との協議が不調となった場合には、優秀提案者と協議を行い、協議が整った場合に契約を締結することがある。
- (2) 支払方法
完成検査及び成果品引渡しを完了した後に支払うものとする。

11. 留意事項

- (1) 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 本プロポーザルに参加することにより生じる費用は、すべて参加者の負担とする。
- (3) 天災その他のやむを得ない理由により選定審査を中止することがある。この場合において、中止によって生じた参加者の損害は、当該参加者の負担とする。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 提出書類の提出後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めない。
- (6) 提出書類は参加表明者及び企画提案者に無断で審査目的以外に使用しない（契約相手方候補者を除く。）。
- (7) 提出書類は、審査目的の範囲で複製することがある。
- (8) 提出書類に含まれる著作物の著作権は、企画提案者に帰属する（契約相手方候補者を除く。）。
- (9) 市は、企画提案者から提出された企画提案書等について多治見市情報公開条例（平成9年多治見市条例第22号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することがある。
- (10) 提出書類に含まれる第三者の著作物の公表・展示等の使用に関しては、全て企画提案者が当該第三者の承諾を得ておくこと。
- (11) 参加表明書提出以後に参加辞退しても、以後における不利益取扱いはない。
- (12) 本業務に関して、企画提案者が1社の場合であっても、審査委員会において提案内容の審査を行い、選定の判断を行う。
- (13) 本プロポーザルにおいて知り得た情報（周知の情報は除く。）は、本プロポーザルの目的以外に使用し又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとする。また、本プロポーザルに関わりがなくなった時点で、市から入手した資料及び知り得た情報については、適切に破棄すること。
- (14) 選定されなかった事業者は、プレゼンテーション・ヒアリング審査の結果を通知した翌日から起

算して7日（土日及び休日を含む。）以内に、書面を持参又は郵送により、選定されなかった説明を求めることができる。回答は書面で行うものとする。

（15）本プロポーザルの手続については、本実施要領に記載している事項のほか、公告及び業務委託仕様書、提出書類作成要領によるものとする。

（16）本業務の受注は、新庁舎整備に係る基本設計、実施設計等、本業務以降に多治見市が発注する業務の受注を制限するものではない。